

遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備に関する基本方針の概要

1 再編整備の指針

(1) 再編整備の基本的考え方

令和7年4月に開催されたインド洋まぐろ類委員会（IOTC）年次会合において漁獲能力（隻数）の削減が勧告されたことなどにより、相当規模の減船が必要となったもの。この減船を円滑に進めるため、遠洋まぐろはえ縄漁業の再編整備を実施。

(2) 再編整備の対象

令和7年12月末日時点において許可を受けていた者。

(3) 再編整備の実施期間

令和7年度とし、令和8年度以降については対象としない。

（注）関係団体が作成する再編整備に関する実施計画の認定、廃業の届出を令和8年3月末日までに終了。

2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

(1) 措置の対象漁業者

ア 救済費交付金

（ア）令和7年12月末日前3年間に2年以上、総トン数300トン以上の動力漁船により当該漁業を営んだ者。

（イ）農林水産大臣の認定を受けた再編整備に関する実施計画に基づき廃業した者。

（ウ）従業員数300人以下、かつ使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下である者等。

イ 処理費交付金

スクラップ処分した漁船の所有者。

(2) 措置の内容

（一社）大日本水産会は、（1）の者に対してそれぞれ、救済費交付金及び処理費交付金を交付。

(3) 救済費交付金及び処理費交付金の基準

以下の算定式により算定された額。

1 救済費交付金の算定方式

(1) 経費補填金

ア 材料費相当額：不要漁具の処分損の額

イ 労務費相当額：以下の（ア）～（ウ）の合計額

（ア）固定給相当額：減船に伴う帰港から解雇までの固定給の総額に0.9を乗じた額
（2か月分が上限）

（イ）船員保険料相当額：（ア）に係る船員保険料の船主負担額の総額

（ウ）退職金相当額：退職金の総額（基準月額6か月分が上限）

ウ 固定経費（修繕費）相当額：減船に伴い無駄となった船体修繕経費

エ 一般管理費相当額：ア～ウの合計の8%

(2) 特別交付金

1,605万円/隻

2 処理費交付金の算定方式

船齢に応じた単価に当該漁船の総トン数を乗じた額の3分の2に相当する額